

令和 2 年 5 月 18 日

保育園、認定こども園等を利用している  
お子さんの保護者の皆さまへ

新潟市こども未来部保育課長

新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言の解除に伴う保育園等の  
対応について

日ごろより、本市の幼児教育・保育行政にご理解をいただきありがとうございます。

政府は、今月 14 日、本県を含む 39 県について、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言の解除を行いました。

保育園等においては、社会の機能維持に必要な事業所であることから「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、運営を継続するとともに、感染拡大のリスクを最小限とするため、5 月 31 日までの間、登園の自粛要請をさせていただき保育の提供を縮小して実施しているところです。

緊急事態宣言は解除され、社会経済活動が再開されるにあたり、保育園等についても、感染拡大防止に最大限配慮をしながら、縮小の規模を段階的に緩和し、6 月 1 日から通常運営とします。

5 月 31 日までは、家庭での保育が可能な保護者の皆さまには、引き続きご協力をお願いいたしますが、緊急事態宣言の解除に伴い、保育が必要となった保護者の皆さまには、既に提出済の登園予定表に関わらず、通常どおり、保育をご利用いただけますので各施設にご相談ください。

ただし、登園予定に変更がある場合は、保育体制や給食の準備等、対応が必要となりますので、事前に各施設へご連絡くださいますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

保育園の運営に関すること	保育指導グループ	025-226-1215
	保健・給食グループ	025-226-1221
保育料に関すること	運営・給付グループ	025-226-1225
		025-226-1227